

# 資料選定収集方針

(昭和60年1月)

(平成12年8月、一部修正)

(令和2年7月、一部修正)

除籍基準

保存基準

大和市立図書館

## 1. 基本方針

- (1) 図書館法に基づく公共図書館として、調査・研究、教養の向上、趣味・娯楽に必要な資料を、利用者の立場となって選定する。
- (2) 選定の基本的態度として、当館の運営方針に則り、利用者の信頼と支持を得る適書を選定し、結果として地域社会にふさわしい蔵書構成となるよう努力する。
- (3) 選定にあたっては、当市の特性、利用者の要求、選定図書目録、新聞・雑誌などの書評、その他あらゆる情報を考慮に入れる。
- (4) 選定は、館員の合議を原則とし、館員の英知が結集されたものを、館長が決定するものとする。

## 1. 図書資料の選択方針

- (1) 地域に根ざした資料構成を発展させるため、各分野の基本図書を中心に、網羅的な資料収集に努める。
- (2) 各主題においては、資料価値が高く適切なものを選択する。新鮮、正確、誠実、表現、製本、価格などを評価して選択する。
- (3) 資料の選択にあたっては、利用者の要求を考慮し、資料の正確さ、価値を評価し思想、信条などに対しては、公平で自由に行なう。
- (4) 生活に楽しみや豊かさをもたらす資料を重点に選択する。マンガについては、子どもの利用にも適している視点で選択する。
- (5) 一般的な教養書は、基礎的なものから、また、調査に役立つ資料は、調査の手がかりを得られる資料を基点に選択し、展開させていく。
- (6) リクエストは、積極的に受けとめ、システム及び関連機関などの協力も得て、資料提供に努める。
- (7) 一般資料の利用が困難である利用者に対して、考案、配慮された資料を積極的に選択する。
- (8) 学習参考書あるいは、貸出に不適当な形態の資料は、選択対象から除く。
- (9) 館外用として、児童図書ならびに利用度の高い教養・娯楽・実用を主軸とした一般図書を選択し収集する。
- (10) 寄贈本は、内容などを十分に吟味検討し、利用の対象となる見込みのある場合にのみ受入する。

- (1 1) 当館において、中央林間図書館及び渋谷図書館、学習センター図書室の選書を行い、市内でのバランスを考慮した蔵書構成に努める。
- (1 2) 図書館関係団体などで選定、推薦されたもので、必要と思われるものを購入する。
- (1 3) 利用が著しく多いものは、複本購入する。

## 2. 領域別収書基準

### (1) 一般書

- ア. 地域のひとりひとりが、多様な暮らしの現場で出会う様々な問題に、適切に対処できるように、判りやすく、実用性、信頼性の高い資料を収集する。
  - イ. 趣味・旅行ガイドは、判りやすく、内容が新鮮で信頼性の高い資料を収集する。
  - ウ. 美術書は、美術史の視点を持ち、図版が豊富で、見やすく、解説が適切で、原作品に可能な限り忠実で、造本のしっかりした資料を収集する。
  - エ. 文学は
    - (ア) 話題となっていたり、書評で取り上げられた資料のうち、大衆性のあるものは、他に優先する。
    - (イ) 名著として読み続けられている資料を収集する。
    - (ウ) 地域を主題としたもの、あるいは、地域出身の作家の作品を収集する。
- 要素 ①著作者の知名度 ②利用度 ③表現の適切さ  
④内容の誠実さ ⑤課題・人気度

### (2) 参考図書

- 調査の手がかりを得られる資料を中心に、信頼性が高く、だれでも利用できる最良の資料を収集する。
- (ア) 情報（知識）が、項目として、まとまっていること
  - (イ) 参照が容易にできるように、一定の配列方式をとっていること

### (3) 郷土資料

- ア. 地域のだれでもが、自分たちの歴史や事情について、容易に理解できるもの

を基礎資料として収集する。近隣地域に関する資料で、後に入手が困難と考えられる資料は、積極的に収集する。

イ. 郷土の範囲は、現行の行政区画を基準として、大和市及び神奈川県内までとし、収集する資料は次のとおりとする。

(ア) 郷土について記述されているもの

(イ) 大和市および神奈川県内の行政機関もしくは、その類似機関が発行したもの

(ウ) 大和市出身または在住者の著作

#### (4) 児童書

ア. 知識の本

(ア) 正確な知識に基づいているもの

(イ) 自然への愛情を大切にし、興味深く、判りやすく書かれているもの

(ウ) 著者・出版社の姿勢が信頼できるもの

(エ) 図版・表・写真などが適切なもの

(オ) 資料・統計など、最新の情報が盛り込まれているもの

(カ) 索引など、使いやすいもの

イ. よみもの

(ア) 著者の考えが、はっきり表現されているもの

(イ) 翻訳の資料などは、なるべく原作に忠実なもの

(ウ) 子どもの興味をひくもの

(エ) 起承転結があり、結末が納得できるもの

(オ) 対象にふさわしい適切な表現であること

(カ) 明解な表現で、簡潔な言葉で書かれているもの

(キ) 挿絵が内容にふさわしいもの

ウ. 実用書（スポーツ・娯楽・図工・家庭など）

(ア) 子どもの興味のあるもので、楽しめるものを積極的にそろえる。

(イ) 判りやすく、丁寧に説明されていて、内容や図が正確で、適切であるもの

(ウ) 子どもの生活に役立ち、自分で工夫することのできるもの

#### エ. 絵 本

(ア) 絵と文が一体となり、創造性・想像性の豊かなもの

(イ) 子どもの発達段階に応じた書き方のもの

(ウ) 言葉の美しさを大切にし、リズム感があり、文章が明解で簡潔に書かれているもの

(エ) 絵が美しく、印象的であり、絵だけでも内容を語るもの

(オ) 子どもの生活に身近なもの

(カ) 子どもが扱いやすく、耐久性にすぐれているもの

(キ) 創作者と出版者の姿勢が、子どもを尊重していること

#### オ. 紙芝居

(ア) 起承転結が、はっきりしていること

(イ) 文の語りが良く、会話が物語りの中で生きていること

(ウ) 画面と文が一枚に構成され、ほどよいバランスであること

(エ) 絵が正確であり、次に続いていること

(オ) 主人公が個性的であること

(カ) 特に、幼児向けとしては、文にリズムがあること

また、小さな子どもでも理解できるテーマで、喜ぶ要素をそなえていること、配色の工夫がされていること

#### (5) 新 聞

一般紙（全国及び地方紙）について、広く収集する

#### (6) 雑 誌（定期刊行物）

ア. 市販されるもののうち、高度の学術誌及び俗悪なものを除き、広く収集する

イ. 主だった分野の刊行物として、よく知られているものを収集する

#### (7) 館外用資料

ア. 一般書については、具体的に利用者を考慮し、教養、娯楽、生活に役立つ適書を収集する。

特に、図書への親しみを増すため、文学書・実用書に重点を置く。

イ. 児童書については、幼児からの正しい学習を助け、人格の形成、良い読書習慣を養うのに役立つ資料を収集する。

#### (8) 障害者用資料

図書館の利用に障害のある利用者に対して、教養・レクリエーションなどに資するため、カセットテープ・大活字本・点字図書など、幅広く収集する。

その他、必要と認める事項について、その都度、図書館員で協議し、館長が定める。

昭和60年1月

(平成12年8月、一部修正)

(令和2年7月、一部修正)

### 【 除 籍 基 準 】

#### 1. 原 則

(1) 除籍は、蔵書構成を最良の状態に保つため、また、蔵書の基準を維持するために、利用に耐えられないほど汚損した資料、内容がすでに文献的価値を喪失している資料などを排除して、蔵書を更新し、より有効な利用状態に置くことを目的として、着実かつ定期的に実施するものとする。

(2) 蔵書能力に基づいて、計画的な蔵書の更新を図る。

#### 2. 細 則

##### (1) 不用資料の除籍

ア. 時の経過につれて、内容が古くなり、文献的価値がなくなり、将来も利用される見込みの無い資料

イ. 複本としたが、現在はほとんど利用されていない資料

ウ. 児童書は、受入後5年を経過したもの。ただし、資料的価値のあるものについては、保存する

(2) 亡失のための除籍

ア. 紛失した資料

イ. 回収不能なまま、3年を経過した資料

ロ. 蔵書点検により、引き続き3年以上不明の状態が確認された資料

ハ. 天災・火災で滅失した資料

(3) 毀損のための除籍

ア. 汚損・破損がはなはだしく、修理製本のできない資料

イ. 本文を切取られている資料

(4) 新聞・雑誌の廃棄

装丁及び利用頻度を考慮し、1年、または2年を経過したもの

(5) その他

除籍及び廃棄すべき正当な理由があると認められる資料及び新聞・雑誌

**【 保 存 基 準 】**

(1) 資料的価値があり、今後、入手困難と考えられる資料は、除籍基準にかかわらず保存する。

(2) 新聞・雑誌

ア. 資料的価値があり、将来にわたって利用があると考えられるものは保存する

イ. 「県央8市図書館新聞・雑誌共同保存に関する協定書」により指定されたものは保存する。

(3) 資料の保存は、中央林間図書館及び渋谷図書館、学習センター図書室に配架され、保存の必要が生じたものも含めて市立図書館が管理する。

(令和2年7月、一部修正)